

(公的年金)：2014年度の年金額は実質1.0%の削減。15年度は1.7%削減の見込み

去る1月31日に2014年度に向けた年金の改定率が発表された。名目額では0.7%の減額だが、実質的には1.0%の削減となっている。15年度は消費税率引上げの影響に特例水準の解消とマクロ経済スライドの開始が加わり、名目では0.3%の増額だが、実質的には1.7%の削減となる見込みである。本稿ではマクロ経済スライドの開始に備えて年金改定の仕組みを確認する。

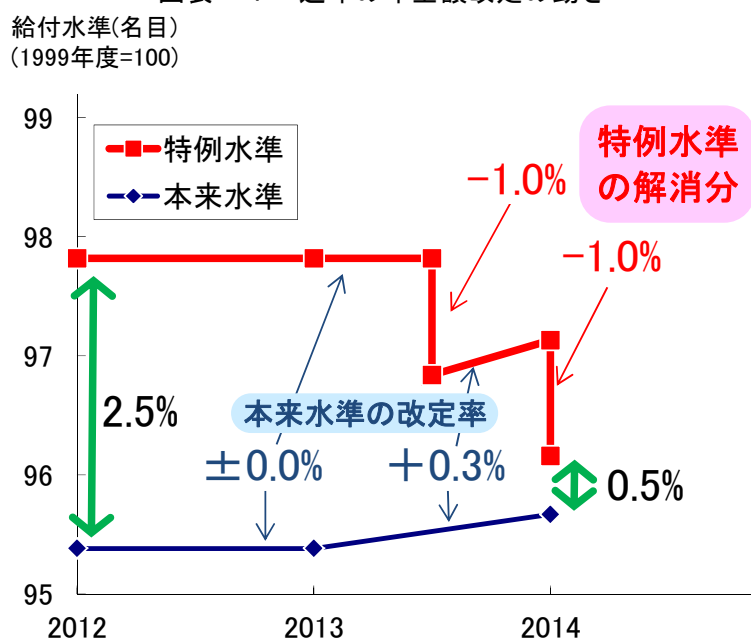
年金の改定率については、社会保障・税一体改革の一環として2012年11月に法改正が行われた。年金財政の健全化を軌道に乗せるため、「特例水準」と呼ばれる経過措置での給付を段階的に引下げて廃止し、2015年度から2004年改正後の仕組みでの給付(本来水準)を始めることになった。

2013年10月と2014年4月の年金額の改定率は、本来水準の改定率に、特例水準解消のための引下げ分を加味することになっている。2013年10月と2014年4月の計算式は次のとおりである。

- ・ 2013年10月の改定率＝本来水準の改定率(±0.0%)＋特例水準の解消分(−1.0%)＝−1.0%
- ・ 2014年4月の改定率＝本来水準の改定率(+0.3%)＋特例水準の解消分(−1.0%)＝−0.7%

2014年4月の改定率−0.7%は、実際の年金額(名目額)の改定率として間違いないのだが、実質的な価値の変化はこのとおりではない。実質的な削減率をどう定義するかには、(1)物価上昇率を基準にする、(2)賃金上昇率を基準にする、などいくつかの方法が考えられるが、「特例水準の解消やマクロ経済スライドという給付削減の仕組みで何%削減されたか」を理解するためには「給付削減がなかった場合との差」を実質的な削減率と考えることになる。この考え方に従えば、2014年4月の実質的な削減率は、特例水準の解消分である1.0%となる。2013年10月の削減率1.0%と合わせると既に2.0%削減されており、その結果、特例水準と本来水準の差が2.5%から0.5%に縮小している。

図表－1 近年の年金額改定の動き



(資料)厚生労働省ホームページ

本来水準の改定率は、一般に物価に連動すると理解されていることが多いが、実際には物価上昇率だけでなく賃金上昇率(名目手取り賃金変動率)も考慮して決定される。両者を考慮する仕組みは図表2のとおり複雑だが、基本的には「現役世代の賃金の伸びが少ないときに、年金額をそれ以上引き上げるのはバランスを損なう」ことへの配慮と理解できる。例えば2014年4月の改定では、物価上昇率は+0.4%だったが、賃金上昇率が+0.3%と物価上昇率を下回ったため、図表2の(4)に該当して賃金上昇率の+0.3%が改定率として採用された。

図表-2 年金改定額の決定ルール(物価上昇率と賃金上昇率の関係)

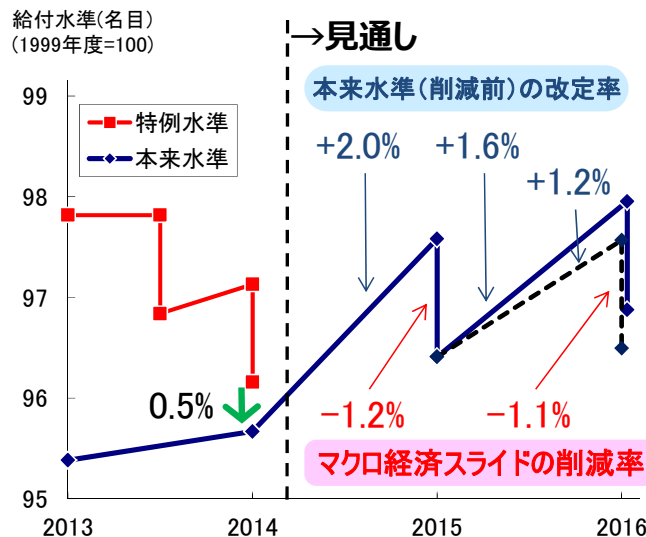


2015年4月以降の年金額は本来水準となり、上記(図表2)のルールによる改定率にマクロ経済スライドによる削減分が加えられる。2015年4月の改定は、消費税率引上げに伴う物価上昇率を反映するためプラスになる見込みだが、マクロ経済スライドによる削減に加えて、特例水準の廃止に伴って2014年度時点で残っている特例水準と本来水準の差(0.5%)の分も引き下がる。マクロ経済スライドと特例水準廃止の影響を合計すると、実質的には1.7%の削減となる。

- ・2015年4月の改定率=特例水準の廃止分(-0.5%) + 本来水準(削減前)の改定率(+2.0%) + マクロ経済スライドの削減率(-1.2%) = +0.3% (注)筆者推計値
- ・2016年4月の改定率=本来水準(削減前)の改定率(+1.6%・内閣府試算経済再生ケースに準拠) + マクロ経済スライドの削減率(-1.1%) = +0.5% (注)筆者推計値

年金の改定率を見る際は、名目額の改定率が何%かに注目するだけでなく、年金財政健全化のためにこのような実質的な削減が進んでいることも、認識する必要があるだろう。

図表-3 今後の年金額改定の見通し



(注) 実線は内閣府中長期試算(2014/1)の経済再生ケース、点線は参考ケースに準拠。

(資料) 社会保障審議会年金部会資料(2014/3/12)他から筆者推計

(中嶋 邦夫)